

第3章 米州地域統合と南北関係

柳原 透

1. はじめに：本章の課題

本章の課題は、1990年代以降に米州において見られる地域統合への新たな動きの性格を理解し、それにつき南北関係の観点からの意味付けを与えることである。1994年に発足した「北米自由貿易協定（NAFTA）」、2003年に調印、批准された「米国・チリ自由貿易協定」、2004年に調印された「米国・中米自由貿易協定」そして1994年以来交渉が進められている「米州自由貿易地域（FTAA）」のいずれも、旧来の慣行では「北」と「南」に分類される国々を構成国として含んでいる。さらに、メキシコとチリは域外のEUとの間でも自由貿易協定を締結しており、南米南部共同市場（MERCOSUR）もまたEUとの間の自由貿易協定を交渉中である。さらに、メキシコは日本とも自由貿易協定の交渉に入っており、チリおよびMERCOSURもまた日本との交渉を開始することが予想される。このように、旧来の視点では「南北関係」として捉えられる2国間ないし複数国間の関係が、自由貿易協定の形で大きな展開を見せている。しかし、自由貿易協定の特徴は、当事国全てを基本において対等の関係として位置付けることにある。したがって、南北関係についての旧来の見方である非対称と特別配慮が自由貿易協定の枠組の中に組み込まれるか否かが、新たな南北関係の制度上の規定因として重要な意味を持つ。以下本章では、この点を含み、米州内での地域統合をめぐる近年の外交の展開について、南北関係の視点からの跡付けと解釈を提示する。ここでは、「米州自由貿易地域（FTAA）」合意に向けての交渉を重要な展開として位置付けるが、それのみにとどまらず、より広く米州内の通商・外交関係について、さらには域外との関係についても、考察の対象とする。

2. FTAA 交渉の背景と最近の展開

1990年代以降、米州において地域統合の新たな動きが強まっている。1994年には北米自由貿易協定（NAFTA：North American Free Trade Agreement）が発足し、また1995年には「南米南部共同市場（MERCOSUR）」が発足した。さらに、1994年には、米州自由貿易地域（FTAA：Free Trade Area of the Americas）を2004年に発足させることが首脳会議の合意として打ち出された。これらの地域統合の動きは、関係諸国の経済および政治上のさまざまな目標に応える性格を持つ。さらにそれらは、地域を超えるレベルでの動きとの間に影響を及ぼし合うことが少なくない。米州について見ると、1つには世界大でのWTO交渉の進展、そしていま1つにはEUとの関係が、域内の統合の進展に関係する。

地域としての米州を特徴付ける要因として重要であるのは、政府間の公式の組織として「米州

機構（OAS：Organization of American States）」が存在することである。OASは政治・経済・社会の全面にわたる地域協力のための機構であり、とりわけ民主化促進と人権擁護に関して強い影響力を発揮してきた。米州自由貿易地域（FTAA）の構想は、民主主義と自由貿易で結ばれた米州という理念を実現すべく、1994年のマイアミでのOASの首脳会議の決議として打ち出され、その後、1998年、2001年、2004年とOAS首脳会議でその推進についての再確認がなされている。交渉の最も高いレベルは貿易大臣会合であり、とりわけ2003年12月にマイアミで開催された貿易大臣会合では、交渉完了期限が2005年1月であることを再確認するとともに、交渉方式についての合意が得られた。なお、OASそれ自体としては、南北関係というアプローチは採用しておらず、FTAAも基本においてすべての国が同等の義務・権利を有する協定として構想されてきた。2003年12月に得られた交渉方式についての合意は、この原則の一部修正として捉えることができる。

2003年12月のマイアミ貿易大臣会合への準備過程において、共同議長国である米国とブラジルは正面对決ともいえるほどの方針の違いを示していた。これを単純に言えば、米国が「一括交渉（Single Undertaking）、早期終結」を唱えたのに対し、ブラジルは「分割交渉、交渉継続」を唱えた。10月のトリニダード・トバコにおける第15回通商交渉委員会（CNC）では、メルコスール側は、FTAAは加盟国の経済発展段階が大きく異なることから、農業部門の市場アクセスの自由化とFTAAで定められた規則の適用については、その導入に際し各国に裁量を与える「選択型」とすることを提唱した。これに対し、米国およびカナダ、チリ、アンデス諸国は「一括交渉」の原則をあらためて強調し、主張は平行線をたどっていた。しかし、マイアミ会議直前の米国・ブラジル共同議長国間の交渉で、両国が交渉方式で合意し、「選択型」の要素を取り入れたFTAAを発足させることになった。

このように、米国とブラジルは、決裂ではなく妥協を選択し、「分割交渉、早期終結」に合意した。「マイアミ宣言」と「FTAA第3草稿案」を採択して閉幕したマイアミ貿易大臣会合において、FTAAは、米国がFTAAに盛り込むことを求めていた（そしてブラジルはじめメルコスールはそれに反対していた）、投資、サービス、政府調達、知的所有権などの分野（いわゆる「シンガポールイシュー」）を除いた形で交渉を進めることで合意した。また、これまで以上に、発展段階の相違への配慮の必要に多く言及されることとなった。これらの結果は、主に米国側での譲歩を反映したものとして受け止められた。ここで「分割交渉」なる表現が意味するのは、交渉の対象を、全参加国に対して共通に義務として課される事項と、特定の2国（あるいは複数国）の間の合意の対象とされる事項の、2つの区分に分割するということである。この二層構造の下での初のFTAA交渉の場となった2004年2月3－6日の次官レベル会合では、今後の交渉の進め方について再び米国とブラジルの対立が表面化し、交渉は「一時中断」の形で3月に予定されている次回会合に先送りされた。

ブラジルは当初、「シンガポールイシュー」は FTAA の枠組では一切議論しないという立場で交渉対象についての合意を求めていた。しかし、マイアミ会合で合意された交渉方式では、二層構造という形でこれらのテーマを議論する余地を残してしまった。米国は FTAA の枠組の中で、これらのテーマの交渉を MERCOSUR 以外の諸国と進めることでブラジルに圧力をかけることができる。他方ブラジルは、農業補助金問題、市場アクセスで米国からの譲歩を引き出そうとすれば、「シンガポールイシュー」のいずれかで譲歩せざるを得ない。このように見ると、一見すると交渉原則に関する米国側の大きな譲歩とも見えたマイアミ大臣会合合意は、実際には米国にとって有利な交渉枠組の設定とも理解することができる。実際に米国は、2 月初頭の次官レベル会合での進展の欠如を受け、MERCOSUR 以外の主要国のほとんど全てを含む 14 カ国での任意合意を追求する動きを見せている（注1）。

3. 米州地域統合をめぐる米伯対立

米州内での国際関係の基調は、米国とブラジルとの間の勢力・影響力争いに規定されている。この傾向は、2003 年 1 月のルーラ政権の発足以降、ブラジルの外交は、著しく積極姿勢を強めている。それは、南米域内、米州全体、全世界の 3 つのレベルを組み合わせた「通商・外交戦略」の展開として捉えることができる。そのような戦略の策定・展開にあたり、ブラジルは米国の同様な戦略を前提とした上で、それへの対抗を基本として自らの立場を定めているように見受けられる。そして、そのようなブラジルの方針に直面して、米国もまた自らの方針をブラジルへの対抗戦略として修正・展開するようになっていく。今後とも、米国とブラジルの間の競合と妥協が米州での外交関係を規定する最大の要因であり続けると予想される。そして、この両者と EU との関係を含んで、世界大の通商・外交関係の展開にも少なからぬ影響を及ぼすことが予想される。

以下、両国の外交上の関心を規定する諸目標に適宜言及しつつ、FTAA 交渉に臨む方針につき確認する。

(1) 米国の方針

米国は、自国企業・生産者の利益を図る上で、貿易、投資の自由化と、知的財産権の保護を、二国間、地域スコープ、世界大のあらゆるレベルで一貫して追及している。米国は、異なるレベルのアプローチを組み合わせることで有利な結果を生み出すことを意識して追求しており（“Competitive Liberalization”と呼ばれる）、このような米国の方針の中で、FTAA は地域スコープでの自由化のアプローチとして位置付けられている。米国にとって、FTAA の通商面の意義は、さもなければ実現困難である MERCOSUR の市場開放を実現すること、と考えられる。そのため、ブラジル（とアルゼンチン）を孤立させて譲歩を引き出し、「一括交渉（Single Undertaking）、早期終結」を実現することが、交渉に臨む基本方針として立てられたと推察さ

れる。そして同時に、FTAA と並行して二国間あるいは複数国を対象とする自由貿易協定の交渉を進めることで、MERCOSUR にとって米国市場へのアクセスを得る上で FTAA の締結の必要を高める、という圧力を働かせることを企図したと推測される。米国はマイアミ閣僚会議の直前の 11 月 18 日に、パナマおよびアンデス諸国と FTA 交渉を 2004 年第 2 四半期以降に開始する（パナマ、コロンビア、ペルーとの交渉を先行）と発表した。米国は 12 月に合意に達した中米との FTA に加え、アンデス諸国との関係強化を図ることにより、メルコスール諸国の南米での孤立を狙っていると見ることができる。

また、WTO での交渉は、主に EU と日本といった域外大国から譲歩を引き出す場として位置付けており、ブラジルの主導の下で途上国グループが結成され、先進国グループに対して引き続き強硬な姿勢を示している現状を、打開する方策を探っている。米国は今後 G-20 に対し様々な働きかけを行って来るとみられる。実際 2004 年の 1 月上旬には、ゼーリック USTR 代表が各国関係閣僚宛に書簡を送り、年内に香港で閣僚会議を行い新ラウンドを前進させたいこと、またそのために、農業部門の市場アクセス自由化に向けて先進国側の譲歩を促すとともに、先進国と途上国が対立しているシンガポールイシューについても、投資ルール、競争政策、政府調達等を新ラウンドの議題から当面除外する考えも示すなど、途上国側に大きな歩み寄りをみせた。さらに、米国は、ドーハララウンド前進のため、本来なら先進国の順番であるはずの一般理事会議長をブラジル、チリ、南ア、パキスタン、シンガポールのいずれか国から選ぶという趣旨の提案も行った、と伝えられている（注 2）。

(2) ブラジルの方針

前与党 PSDB の大統領候補が、経済利益の観点から相手国を選び FTA の締結を図るべきことを主張していたのに対し、ルーラは、地政上の見地からメルコスールを重視し、対外交渉の基盤として位置付けた。ルーラ大統領は、2003 年 1 月に就任するや否や、外務省に南米担当次官の職を設け、対外交渉力を強化する上で、メルコスールの結束を重視してその統合深化を図りつつ、利害を共有できる他の途上国との連携を模索する、という二層戦略を打ち出した。このようなルーラ大統領の方針により、メルコスール再活性化の方向が決まったとあってよい。2003 年 5 月に同様にメルコスール結束の必要を強調するキルチネル政権がアルゼンチンで誕生したことで、ブラジルとアルゼンチンの足並みが完全に揃うこととなり、①メルコスールの統合深化、②南米地域内および世界大での途上国との連携強化、③対先進国交渉での積極姿勢、の 3 点において、ブラジルの戦略は極めて鮮明に展開されることとなった。

そして、このような戦略の中で、米州地域統合をめぐるブラジルの方針は、①MERCOSUR 連帯をベースにした南米連帯、②MERCOSUR-EU 自由貿易協定締結による対米交渉力の強化、③農業市場開放・補助金削減を中心とする対米要求、の 3 つの目標を追求することと定め

られたように見受けられる。

以下、節を改めて、ブラジルの通商・外交戦略について詳述する。

4. ブラジルの通商・外交戦略^(注3)

ここでは、米伯関係の背景として、ブラジルが対途上国で展開する通商・外交戦略について確認する。戦略は、メルコスール、米州内、域外大国との関係、そして WTO での「南」の結束、の4つのレベルを含む。

(1) メルコスールの統合深化

メルコスールが地域共同体としての完成を追求する上で、常設委員会と仲裁裁判所の設立が課題であるといわれてきた。メルコスールの意思決定機関は、共同市場審議会 (CMC) を頂点に、共同市場グループ (GMC)、メルコスール貿易委員会 (CCM) と大きく3つに分かれるが、いずれも常設の機関ではない。メルコスール本部の機能は、条文の管理、総務、経理業務のみであり、企画・戦略策定機能は持たない。このため、域内結束と対外発言力強化のために、常設機関の設置が課題となっていた。このような背景の下、ブラジルとアルゼンチンがともにメルコスール重視を打ち出したことを受け、2003年10月6日に行われた共同市場審議会 (CMC) の臨時会議でメルコスール常設代表委員会 (CRPM) の設置が決定され、CMC の下部機関として位置付けられた。同委員会の設置は12月16日に行われた第25回共同市場審議会 (CMC) で決定され、初代委員長にはアルゼンチンのドゥアルデ前大統領が2年間の任期で選ばれた。

また、1999年のブラジルの通貨切り下げ以降、ブラジルとアルゼンチンの間で通商摩擦が次々と表面化した。メルコスールにはアドホックな商事仲裁機能しか存在しなかったため、紛争案件が生じた場合には WTO の紛争解決パネルに委ねられる事態となった。メルコスール独自の常設商事仲裁裁判所の早期設置は、2002年2月の臨時共同市場審議会 (CMC) の議定書にて決定済みであったが、2003年12月の CMC で同議定書が承認され、早期発効を目指すことが再確認された (ブラジルでは2003年10月15日に批准済み)。これにより、メルコスールの統合進展にとってのリスク要因でもあった域内の通商摩擦について、紛争案件をメルコスール内で解決するための制度上の整備のめどが付けられた。

(2) 米州内途上国間の連携強化

中南米域内では従来から ALADI (ラテンアメリカ統合連合) の枠内で連携強化が図られてきた。2003年末時点で57の経済補完協定が存在し、その中に追加議定書という形で自動車協定なども含まれている。

メルコスールとアンデス共同体 (CAN) との間の自由貿易協定 (FTA) 交渉は、98年4月の協

定により 2000 年 1 月発効を目指して開始されたが、当初の予定通りには進まなかった。そこで、2000 年 9 月に開かれた初の南米サミットで、同サミット提唱国ブラジルは、メルコスールと CAN の FTA を柱にその他の南米諸国との FTA 交渉を構想し、域内貿易の自由化と相互補完関係の強化に向けた提案を行った。ただし、この提案は FTAA 交渉や EU との FTA 交渉において交渉力を強めようとするメルコスール側の意向を強く反映したもので、CAN にとっての経済的メリットが不明瞭であったことと、域内諸国でその後の政治・経済の混乱があったことのために、交渉は進まなかった。2003 年になってルーラ大統領が交渉を強力に推進し、メルコスールとペルーの FTA が 8 月 25 日に調印されて 11 月 1 日に発効し、ペルーはメルコスールの準加盟国となった。メルコスールとペルーの自由貿易協定には、メルコスール特にブラジル側の大幅な譲歩がみられ、ブラジルが直接の経済利益よりも通商戦略上のメリットを重視していることを如実に示すものとなった。CAN との FTA 合意については 12 月の CMC の共同コミニケで正式に発表された。同 FTA は 2004 年 4 月に発効の予定である。

メキシコとの関係では、すでに 2002 年 7 月に経済補完協定 (ACE54) が締結されているが、協定のさらなる高度化を目指し、FTA 交渉が進められている。2003 年 9 月にはメキシコ・ウルグアイの FTA が合意に達し、11 月 15 日に調印がなされた。現行の経済補完協定で例外品目となっている履物の関税を 10 年間で撤廃することなどに合意した。メルコスールの他の 3 カ国とメキシコとの FTA 交渉は今後行われることになろう (メルコスールは 2000 年 6 月の CMC で、新たな FTA はブロックとして行うことで合意している)。

(3) 域外途上国との連携強化

2000 年 12 月の CMC 以降、メルコスール内では、中南米諸国以外の途上国、とりわけ南アフリカ、インドなどとの連携が検討されてきた。

南アフリカについては、2000 年 12 月の CMC で、将来の FTA 締結を視野に入れた枠組交渉委員会の設置が決定された。その後、2001 年 10 月、2002 年 8 月および 12 月と交渉が重ねられ、12 月の交渉でメルコスールは 4,175 品目の関税引き下げ要望品目リストを南ア側に示し、逆に南アからは 782 品目の同リストを受け取っている。そして 2003 年 10 月 9 日にモンテビデオで行われた交渉では、協定の対象を南部アフリカ関税同盟 (SACU: 南ア、ボツワナ、ナミビア、スワジランド、レソト加盟) に拡大し、同関税同盟と FTA の前段階としての部分到達協定について交渉スケジュールを決定した。また、検疫の方法、ワイン・スピリッツの定義・分類、原産地規定について意見交換がなされた。

インドとは 2003 年 3 月に第 1 回の交渉が行われ、同年 6 月に第 2 回交渉が CMC 開催のタイミングに合わせて行われ、メルコスール・インド間の枠組合意がなされた。同協定では、インドとメルコスール間の経済関係の発展を目指すため、まず部分到達協定締結を目指し、次の段

階で包括的な自由貿易協定を目指すことが発表された。2004年1月25日にはルーラ大統領やメルコスールの常設代表委員会のドゥアルデ事務局長が訪印し、協定に調印した。メルコスールからインドへ952品目の関税引き下げ要望品目リストが提示され、インドからメルコスールへは549品目の同リストが提出されていた。

中国については具体的に通商関連協定を締結する動きはまだみられないものの、植物検疫に関する協定が締結されるなど、急拡大する両国間の貿易を踏まえ、通商関係円滑化のための環境整備の動きがみられる。カルドーゾ前政権期には、繊維や玩具のセーフガードをブラジルが発動していたこともあり中国に対して目立った接近はなかった。しかし、2001年以降、ブラジルからの鉄鉱石、大豆、機械類の輸出が急増するにつれ、ブラジル経済における中国のプレゼンスは急速に上昇した。2003年より、もともと中国に親近感を抱いていた労働者党出身のルーラ大統領が就任したことで、中国への接近は、ブラジルにとっての通商上の利益と対先進国交渉力強化の二つの目的を追求する上で大きな意味付けを与えられるようになった。

(4) WTOにおける途上国グループの結成と今後

2003年9月10～14日にメキシコのカンクーンで行われたWTOの第5回閣僚会議において、ブラジルは途上国グループを主導する役割を演じた。農業、非農産品（鉱工業品・林産品・水産品）、新分野（投資・ルールなど）、途上国、その他の計5分野で行われた同閣僚会議は、先進国と途上国の対立で妥協点を見出せず、閣僚宣言を採択せずに事実上の決裂の形で終了した。ブラジルは、先進国と対等な立場での交渉を目指すルーラ政権の意向を強く打ち出し、途上国グループを組織し（G21のちに22に増えたあと20カ国に）、南北対立の構図を演出した。G-21は、WTO交渉を決裂させることを目的としたものではなく、WTO交渉の前進を目的として作られたものとされているが、農業に関しては今後も強硬な交渉姿勢を貫くとみられる。2003年12月11～12日にはブラジリアでG-20大臣会合が開催され、WTOのスパチャイ事務局長やEUのラミー委員長も招かれた。同会合の際、ドーハラウンドの期限内決着はG-20諸国にとり重要としながらも、アフリカグループへ連帯を呼びかけるなど、農業部門の市場開放に強い意欲をみせた。なお、同会合で、ルーラ大統領は、途上国間での特惠関税協定の枠組合意と、G-20諸国での自由貿易協定締結を提案した。G-20の大臣会合は、2004年6月にサンパウロで開催される第11回国連貿易開発会議（UNCTAD）会合の際、再度開催される予定である（注4）。

5. 米州に関わる南北関係スキームとその性格

本節では、米州における「南」の国々である中南米諸国が米州内外の「北」の諸国との間で有する通商協定を概観し、それらの性格についての理解を示す。

(1) 米州内での南北関係スキーム

米州内での「南」「北」を含む通商合意としては、以下のものがある。

北米自由貿易協定 (NAFTA: 米国、カナダ、メキシコ)

米国・チリ 自由貿易協定

カナダ・チリ 自由貿易協定

カナダ・コスタリカ 自由貿易協定

米国・中米 自由貿易協定 (CAFTA)

米国 対中米カリブ 特恵貿易協定 (CBTPA(通称 CBI))

カナダ 対カリブ共同体 特恵貿易協定

米国 対アンデス諸国 特恵貿易協定 (ATPDEA)

これらのうち、「自由貿易協定」は基本において対等・双務の関係であり、これに対し、「特恵貿易協定」は「北」から「南」への片務・優遇の関係である。

ここでは、域内の最新の自由貿易協定である、米国と中米5カ国との自由貿易協定(CAFTA、最終合意2004年1月25日)につき、その特徴を論ずる(注5)。

この自由貿易協定では、米国は中米諸国の関心事項に対して大きな配慮を払っており、中米諸国にとって、既存の特恵貿易協定(CBTPA)で享受している米国市場へのアクセスの上での特恵内容が、CAFTAによりさらに拡大することになった。

協定本文は22の章からなり、市場アクセス、基準認証、貿易円滑化、貿易救済措置、政府調達、投資、サービス、知的財産権、労働、環境など幅広い分野を含む。財の貿易における関税削減スケジュールなど自由化導入のタイミングについては、米国と中米諸国の間に大きな差を設けており、中米諸国の懸念に大きな配慮したものとなっている。即ち、米国側はほぼ全ての品目について関税を即時撤廃するのに対し、中米側は約80%(コスタリカは72%、中米各国で異なる)の工業製品の関税を即時撤廃し、中米域内で生産している工業製品については10年間かけて段階を追って関税を撤廃する。農産品についても米国側はほぼ全ての品目について関税を即時撤廃するのに対し、中米側は長期にわたる段階を追った撤廃を設定している。特に中米のセンシティブ品目については、米国-チリ自由貿易協定の12年、北米自由貿易協定(NAFTA)の15年を超える最高20年という長期、発効後一定期間の現行関税率留保、輸入急増に対する

特別セーフガードを設定するなど、中米側に有利な条件となっている。また、原産地規則についても、中米の事情に配慮し、NAFTAなどに比べ緩やかな規則が採用されており、中米の安価な労働力を活用して域外から輸入した原材料を加工して米国に輸出する恩恵を享受しうる余地を広げている。

CAFTA 交渉に際し、中米側の大きな関心事項として、中米各国が投資誘致および輸出促進の中核として設けているフリーゾーン制度の存続があった。自由貿易協定においては、①締約国向けに輸出される製品の製造に用いられる原材料、部品などにかかる関税の払い戻しや繰り延べの禁止、②輸出義務などパフォーマンス要件を伴う関税免除（WTO で輸出補助金と見なされる）の禁止、の2つが規定されることが通例である。実際に、NAFTA 締結後、メキシコはマキラドーラ企業に与えていた関税面での優遇措置を撤廃した。同様のことが CAFTA でも適用されると考えられたため、中米各国は現行フリーゾーン、ドロバック制度の存続を求めて交渉を行った。

CAFTA 暫定条文案では、パフォーマンス要件を伴う関税免除の禁止（第 3.4 条）のみが規定されている。換言すれば、関税払い戻し・繰り延べについては特に条項が設けられておらず、協定第 3.4 条が原材料や部品の関税についても規定しているのかどうかは不明確である。中米各国政府は WTO が認める限り現行ドロバック制度を存続させるとの方針を表明している。

中米諸国は 1984 年より米国の CBI（現行法はカリブ海貿易パートナーシップ法：CBTPA）による特惠関税を享受しており、CAFTA 交渉では既存の特惠内容の拡大を図った。CAFTA では、CBI で対象外とされていたマグロ缶詰、宝飾品、履物などが新たに無税で対米輸出できるようになった。砂糖については、CBI で与えられていた米国の無税輸入割当に追加するかたちで、新たな中米向け無税割当数量枠が設定された。

中米の主要対米輸出商品である繊維・縫製品については、CAFTA により特惠関税供与の条件となる原産地規則が大幅に変更され、対米市場アクセス条件が改善した。主要な変更点は以下のとおりである。

① 中米産原材料の使用

CBTPA による特惠関税供与の条件は米国産の糸、生地の使用であった。米国産の割高な糸や生地を使用するために、アパレルなど最終製品の対米輸出において、中国、ベトナムなどアジア製品と比べて価格競争力を低下させる要因の一つとなっており、近年、米国のアパレル製品輸入において中米諸国に比してアジアからの輸入が急増している。CAFTA により中米産の糸や生地を用いたアパレルも米国で無税扱いとなり、綿製アパレルなどは競争力が向上することが考えられる。また、中米産の糸・織物に対する需要が高まるため、エルサルバドルなど綿糸・織物輸出国の中米域内への輸出拡大が見込まれる。

② 域外産原材料の使用

多くの FTA や特恵貿易協定の繊維部門の原産地規則は、糸(紡績)以降の加工工程を域内で行えば原産と認める「糸原則」を採用している。しかし、域内生産量の少ない原材料については域外からの輸入品を用いても原産資格を与えるとの例外を設けている。CAFTA では域外調達できる原材料が、NAFTA や CBTPA などに比して大幅に拡大した。これにより域内生産量が少なく割高な原材料は域外からの輸入で対応できるため、原材料調達コストの低減が可能となる。

③ NAFTA 産原材料の使用

HS62 類に分類されるアパレル製品には、メキシコやカナダの糸や生地を用いて中米で縫製した製品でも CAFTA 原産と認められる。NAFTA 産の糸・生地が使用できるアパレルは最大年間 1 億平方メートル換算(SME)、2 年目以降は最大 2 億 SME となる。これにより中米アパレルメーカーは、北米大陸全域で原材料の最適地調達が可能となる。④ 実質的加工基準の採用

アパレル製品のうちブラジャーは、NAFTA や CBTPA でも原材料の原産地にかかわらず域内で裁断・縫製の工程を経れば特恵関税の対象となっている。このような実質的な加工が行われたかを基準に原産資格を与える製品として、CAFTA ではブラジャー、トランクス、ナイトウェア、パジャマなどが対象となった。

このように、米国・中米 自由貿易協定 (CAFTA) には、これまでの自由貿易協定で通例であった以上に「南」側の関心・要求が多く反映されているように見受けられる。それは、1 つには、米国の対中米カリブ特恵貿易協定 (CBTPA) の発展解消として、CAFTA が位置付けられているからであろう。しかしもう 1 つの理由として、ブラジルとの影響力争いの上で、米国側に立つ国々に優遇措置を供与するという配慮が働いたことも、十分に推測しうる。そうであるとすれば、「南」の連帯を通じてその利益の実現を唱えるブラジルの姿勢は、中南米の団結はもたらさなかったとしても、メルコスール以外の諸国の対米交渉には有利に作用するという、やや皮肉な結果をもたらしたことになる。

(2) EU—米州スキーム

EU と米州内での「南」諸国を含む関係としては、以下のものがある。

EU・メキシコ 自由貿易協定

EU・チリ 自由貿易協定

EU・カリブ 特恵貿易協定/ EU・中米 特恵貿易協定

EU・アンデス共同体 対話

EU・メルコスール協力枠組合意

これらのうち、貿易協定はいずれも米国とそれら諸国との間の協定に性格において対応する。それに対し、アンデス共同体およびメルコスールとの関係は、通商ないし経済面にとどまらず、政治、社会、文化の諸側面にも関わる極めて広範なものとして構想されている。それは、EUが、地域共同体の先行例(そして成功例)として自らを位置付け、後発のアンデス共同体とメルコスールに対して地域共同体としての発展を支援するという方針を持つことの反映である。通商・経済面の関係はその全体像の中に位置付けられており、その限定された意味では、これらの枠組がEUにとって持つ意義は米州機構(OAS)が米国にとつ持つ意義と同様のもの、と見ることができる。

上述のように、ブラジルはEU・メルコスール間の自由貿易協定の締結を、対米交渉力を強化する上での重要な要因として位置付けている。EUにとっては、FTAAの締結により通商上、外交上重要な対象地域である中南米での米国の立場が強まることを警戒し、自らにより有利な条件を確保することが重大な関心事である。このように両者の関心が合致したことで、EU・メルコスールの自由貿易協定交渉は、FTAA交渉と並行して進められてきており、FTAA交渉と同様に最終段階を迎えている。

EU・メルコスールの自由貿易協定交渉は1995年12月のマドリッドでの会議における地域間枠組合意後、しばらく動きがなかった。その後、1999年6月のリオデジャネイロでのEU・メルコスール首脳会議で、FTA締結に向けた交渉を開始することが宣言され、同年11月に行われた協力会議で、交渉の枠組が決まった。すなわち、全体の交渉全体の管理を行うBNC(地域間交渉委員会)を中心にその下部グループとしてSCC(協力サブグループ)、TG(テクニカルグループ)が発足し、個別分野についての交渉が2000年4月の第1回BNCにおいて開始された。2001年7月の第5回BNCではEUより、メルコスールに対し、農産物を6つのカテゴリーに分類し、カテゴリーごとに関税引き下げのスピード(即時撤廃、4年後、7年後、10年後、輸入割当とするもの)を決めること、また工業製品や海産物については10年間(2006年1月1日からの発効を前提)で関税を撤廃する案が示された。EUが示した案はHSコード8桁ベースで9,286品目を関税引き下げ対象とし、農業産品を中心とした988品目を例外扱いとするものであった。これに対し、メルコスールは例外品目の中に精肉や乳製品、植物油、砂糖など自らが競争力を持つ産品が含まれているとして不満を表明した。他方、メルコスールも5,719品目(うち農産品は505品目、5,214品目は工業製品)は関税引き下げの対象外とするなど、交渉の初期段階においては双方とも消極姿勢が目立った。2002年7月にリオデジャネイロで行われた大臣会合では、貿易自由化に向けたワーキング・プログラムが示された。このプログラムに沿って財の貿易自由化交渉が実施され、2003年の3月の第9回BNCにおいては、金額ペー

ス（1998～2000年の3年間の輸入額平均）で83.5%が10年以内の関税引き下げ対象品目としてメルコスールから提示された（初回交渉での提示品目の金額ベースでの全体比は32%）。11月にはブリュッセルで開催されたEUとメルコスールの大臣会合で交渉の最終予定表が決定された。同予定表によると、2004年4月には政府調達や投資分野、農業分野を含む財についての要望リストが交換される。また、2004年7月までにBNCを6回開催すること（交渉開始から通算15回）、2004年5月28、29日にメキシコで開催されるEU・ラテンアメリカサミットに合わせた大臣会合でそれまでの交渉結果を分析し、最終交渉段階に向けた指示を行うことなどが記されている。2004年10月にはEUで大臣会合が行われる予定である。

（3）米州に関わる南北関係スキームの性格

上で見たように、米州に関わる南北関係スキームは、当事国間の種々の利害・関心を反映してさまざまに形成され展開されている。その利害・関心の中心は、「南」にとっては「北」の市場へのアクセスの確保ないし拡大であり、「北」からの直接投資の誘致である。一方「北」にとっては、貿易や投資の自由化、さらには、競争政策、政府調達、サービス分野、知的財産権保護など、自国企業の海外展開に有利な条件を整えることが、通商上の重要な関心事である。これらに加えて、交渉に大きな影響を及ぼす要因として、米国とブラジルとの勢力・影響力争いと、米国とEUとの間の競合関係がある、と見ることができそうである。米国とブラジルの間の勢力・影響力争いがある故に、米国はメルコスールの孤立を図ることに意を用いており、それ以外の諸国に対してはそれらに有利な条件を含む形で自由貿易協定を締結することとなっている。そして、それ故に、CAFTAについて確認したように、それらの自由貿易協定には「非対称・特惠」の色彩がより強く反映されるものと思われる。米国とEUとの間の競合関係もまた、同様の影響を及ぼしうる要因であると考えられる。EUは米国以上に「南」への配慮を示す傾向があり、広範な経済協力関係の形成を目指している。それがどのように、またどの程度に、米国の「南」への姿勢に影響するかは明らかではない。しかし、世界大での米国とEUとの間の競合関係の展開の中で、米州においての両者の勢力・影響力争いがより鮮明となることも、考えられないことではない。

6. 結語：日本にとっての含意

本章での検討を踏まえ、以下に、日本にとっての含意を3点にわたり提示する。

① 米州における地域主義の展開が日本の対中南米外交に対して持つ意味

FTAA 締結に向けての動きに代表される米州規模での地域経済統合の展開は、米国とブラジルの間の対立と妥協により規定されている。(アルゼンチンの現政権の外交姿勢はブラジルに近いので、ブラジルを MERCOSUR と読み替えても良い。) FTAA への動因は、基本において外交上の方針ないし配慮であり、経済利害は副次と言える。米国とブラジルは自国の立場を強めるべくそれぞれに中南米各国に働きかけており、各国は両国との関係で最大の外交上の利益を引き出すように立場を決めている、と想定できる。この図式の中で、域外のアクターとして重要な役割を持つのは EU である。とりわけ、ブラジルにとっては、MERCOSUR と EU との関係強化は対米関係を有利にするためのテコとして位置付けられている。ブラジルは、同様の意義付けの下で対日関係の強化を望むかもしれない。日本としては、対ブラジル関係が米州内で米国に対して持つかもしれない意味について留意する必要がある(ただし、EU に比べて日本が持ちうる重みは遙かに小さいと推測される)。

② 米国と EU のそれぞれが自由貿易協定の締結を通じて中南米諸国との通商関係を強める中で、日本企業が欧米企業に対して不利な立場に置かれるという「実害」が域内の多くの国で起きており、今後とも予想される。企業のレベルでは欧米の子会社の活用といった対応もありうるが、日本からの輸出が不利な影響を受けることは免れえない。そのような事態への対応として、日本と中南米諸国のいくつかとの間で自由貿易協定の締結が日程に上っており、既にメキシコとは交渉中である。しかし、メキシコとの交渉の過程で明らかになったように、中南米諸国にとっての日本の重要さは、米国、EU に比べて格段に小さなものであり、日本市場へのアクセスの大幅な拡大がない限り、日本との自由貿易協定を締結する誘因は小さい。日本にとっては、輸出製造業企業と輸入競合農業(場合によっては中小企業)の利害のバランスをどのように図るかという、国内政治上の困難な課題を避けることはできない。

③ ブラジルの外交戦略

ブラジルの Lula 政権は、地球大での第3世界外交を展開している。その要諦は、第3世界の他の大国、即ち、中国、インド、南アフリカなどとの外交関係の強化であり、さらに WTO 交渉などの場での途上国グループとしての発言権の増大である。(なお、いずれについても、貿易や投資を通じた経済関係の強化も同時に追求されている。) この方針の結果として、久方ぶりに「第3世界」が世界の外交場裡に主体として登場することとなった。日本としては、(当面は

農業補助金を焦点とする) 先進国グループと途上国グループの対峙という図式の中で、反「第3世界」という立場がこれまで以上に鮮明になることを認識する必要がある。

ブラジルの Lula 政権は、グローバルな社会民主主義運動の旗手としても、その影響力を発揮しようとしている。その文脈としては、1つは Socialist International であり、もう1つは World Social Forum である。前者については、2003年10月に、出身母体である労働者党の副党首が市長ポストを占める Sao Paulo で、世界大会を開催している。後者については、労働者党が市政を支配する Porto Alegre で最初の3回を開催した後、2004年1月の第4回大会はインドの Mumbai に“輸出”した。このいずれも、グローバルな社会民主主義運動を推進する機構として、世界大の世論形成と政策策定において今後さらに重要な役割を果たすものと推測される。その中でブラジルの役割を十分に認識する必要がある。

— 注 —

1. Doug Palmer “U.S. to Seek 14-Country Trade Deal Within FTAA” Reuters 2004.2.7 米国以外の13カ国は、カナダ、メキシコ、グアテマラ、グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ドミニカ共和国、コロンビア、エクアドル、ペルー、チリである。
2. この最後の点については、ジェトロ中南米情報 No.586 2004.2.17 に依拠している。
3. 本節は、ジェトロ中南米情報 No. 574 2004.1.28 に大きく依拠している。
4. G-22 は以下の諸国を含んだ。 ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、チリ、ペルー、エクアドル、コロンビア、ベネズエラ、メキシコ、グアテマラ、コスタリカ、キューバ； 中国、インド、パキスタン、インドネシア、フィリピン、タイ； エジプト、ナイジェリア、南アフリカ。
G-20 は、G-22 からペルー、エクアドル、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、タイを除いた諸国に、タンザニアとジンバブエが新たに参加。なお、エクアドルとカリブ共同体 (CARICOM) はゲストとして会議に出席。
5. この部分は、ジェトロ中南米情報 No.583, 2004.2.13 に依拠している。